

JETRO

**海外見本市個別出展支援事業  
(地域中堅・中小企業海外販路開拓支援事業)**

**公募要領**

# I. 目的・概要

中堅・中小企業が海外で開催される見本市・展示会に出展する際の経費等の一部を助成します。

我が国中堅・中小企業が、新興国等への海外展開に取り組むにあたり、海外で開催される見本市・展示会(以下、見本市)に出展する際の経費の一部を助成することで、中堅・中小企業の海外展開の実現を促進します。

※ 本事業は見本市出展の際の手続きの代行や、JETRO職員の見本市へのアテンド等の現地サポートを行なうものではありません。また、JETROが主体となって出品者を募りジャパン・パビリオンを組織する見本市出展事業とは異なりますのでご注意ください。

※ 平成26年度補正予算における、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の一環として実施します。

# II. 応募要件

## ■ 応募者の資格

### (1) 中小企業者

中小企業基本法の第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

### (2) 中堅企業

中小企業者以外で、直近の決算年度の売上高が1,000億円未満若しくは、常用雇用者1,000人未満の者

### (3) 中小企業者または中堅企業を含む団体・グループ

上記(1)または(2)を含む団体・グループ。(団体・グループを構成している企業のうち3分の2以上が中堅企業または中小企業者であり、中堅企業または中小企業者の利益となる事業を営む者であること)

## ■ 応募者の業種

製造業全業種、サービス業全業種、もしくはその他の業種で事業目的・趣旨に適合すると認められるもの

## ■ 応募者の要件

- (1) 日本国内の事業所より応募する者。
- (2) 海外展開への意志が認められ、海外展開のための見本市出展を計画的に遂行できる者。
- (3) 我が国の製品・サービスの海外展開に係る商談を目的として、見本市に出展する者(広報、直接販売のみを目的とした見本市出展は不可)。見本市での商談後も申込者または申込者を組織として構成する企業が、主体的に出展物の輸出に関与できること。
- (4) 本要領その他JETROが別に定める必要な事項に基づくJETROへの書類提出について、適正に対応できる者。
- (5) 国及びJETRO等が行う支援事業完了後の状況調査及び成果普及に対し、積極的に協力する者。

- (6)同一事業年度に、当事業の適用の実績がない者。
- (7)本事業の助成対象経費と規定する費用について、それと重複して他の国庫補助金による金銭的支援の適用を受けていない者。
- (8)助成金交付までの期間、出展する見本市の出展経費を負担できる者。
- (9)国内外の法令に反する業務を行っていない者。
- (10)公序良俗に反する業務を行っていない者。
- (11)反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でない者。

## ■ 見本市の実施対象国・地域

新興国、もしくはその他の国・地域(先進国も含む)

※ ただし、申し込み多数の場合には、新興国の案件を優先させていただきます。

※ 治安等の理由により、一部の国・地域を対象外とさせていただく場合があります。

## III. 助成対象経費

### ■ 助成対象経費

見本市に参加する際の、見本市主催者から直接請求されるスペース料、またはスペース料を含む主催者指定の基本装飾パッケージ料金(追加備品、広報費、マッチングサービス費等のオプション料金を除く)

### ■ 助成対象外となる経費

- (1)見本市主催者以外の者から請求された経費
- (2)通関輸送費、傭人費、渡航旅費、海外送金手数料、スペース申し込みの場合の自己装飾費・備品のレンタル費、基本装飾パッケージの場合の追加装飾費・追加備品レンタル費等(見本市主催者から請求された場合であっても、これらの費用は助成対象外です。)
- (3)出展の取り止めや出展見本市の変更等の実施計画の中止・変更により発生したキャンセル料や変更手続料等
- (4)日本国内消費税および海外付加価値税等
- (5)ジェットロが主催するジャパン・パビリオンに出展するための経費
- (6)その他上記助成対象経費以外の全ての経費

### ■ 助成限度額

当該年度の助成は1応募者あたり1件までです。また、1案件の助成上限額は100万円です。

### ■ 留意事項

- (1)同一の出展契約に対して複数の助成申請を行なうことはできません(主催者からの請求書や領収書等の宛名は、助成申請者名と同一である必要があります)。
- (2)助成対象経費は、採択決定日から助成期間終了日までの間に行われた契約行為等に基づく費用に限られます。採択決定日より前の日付において契約行為がなされた案件は、助成対象となりません。  
※ 契約行為が行われた日付は、契約書を締結した場合には契約日とします。ただし契約書を締結せず、主催者への入金をもって出展が決定される見本市の場合は、主催者へのスペース料等支払日とします。
- (3)助成金の支払は、日本円で行います。外貨で見本市主催者に支払う場合の日本円への換算レートは、日本からの送金時のレートで日本円に換算された額(銀行が発行する外国送金

依頼書に記載の外貨送金額の日本円相当額)で確定します。また、海外現地法人等から外貨で支払った場合は、支払日の三菱東京UFJ銀行での外国為替レート(T.T.S.)にて日本円に換算した額で、助成金額を確定します。

## IV. 助成期間と助成金の支払い

### ■ 助成対象期間

採択日より2016年2月16日(火)までの期間に出展が完了する見本市を対象とします。

※ 主催者都合等により見本市が延期となり、上記の期間に出展が完了しなかった場合は、助成対象となりませんので予めご了承ください。

### ■ 助成金の支払い

- (1) 出展に係る実績報告書を、見本市出展終了日から15日以内に、JETROが別途定める様式にて、同様式で定める支払証拠書類と合わせて提出いただきます。
- (2) 助成金額の確定は、見本市主催者が発行する、採択事業者宛の領収書等の支払証拠書類を以って行います。見本市主催者以外の者(見本市出展代行業者、主催者以外で出展を取りまとめる団体等)が発行する支払証拠書類では、助成金の支払いはできません。
- (3) 同一の出展契約に対して、複数の企業や団体が申請を行なった場合の助成金の支払いはできません(主催者からの請求書や領収書等の宛名は、採択事業者名と同一である必要があります)。
- (4) 実績報告書の提出を受けて、JETROにて検査を行い、助成金額を確定します。なお、申込日と支払日の外国為替レートの変動等により、採択時に決定した助成予定金額と、実際の助成金額が異なる可能性があります。
- (5) 採択事業者より、確定した助成金額の記載された請求書(所定様式)を発行いただき、JETROは採択事業者に対して助成金を支払います。なお、助成金の支払いは、日本国内の事業所が保有する日本国内の口座に対し、日本円で行なうこととし、海外現地法人等への外貨での支払いは行ないません。JETROからの支払いは2016年4月以降になる可能性があります。支払いまでの費用は採択事業者の立替になります。

## V. 応募方法と選考フロー

### ■ 応募方法

本事業に応募される方は、下記に記載する「(1)オンライン申込」と「(2)郵送・持参による書類提出」の両方を行う必要があります。なお、グループ出展に対する助成をご希望の方は、(2)⑥に記載する「出展内訳書」(エクセルファイル)のメール送信もお願いいたします。

- (1) オンライン申込(2015年4月8日からお申込いただけます。)

<http://www.jetro.go.jp/services/tradefair-subsidy/>にアクセスしていただき、必要事項をご記入の上、送信してください。

※ 一度送信された内容を、後から修正することはできません。内容にお間違いがないかよくご確認の上、送信をお願いします。

※ 送信内容はお手元に残りませんので、確認画面を印刷しておくことをおすすめします。

- (2) 郵送・持参による書類提出

下記①～⑧の書類を郵送にてご提出または直接ご持参ください。

- ※ 郵送の際は、封筒に「個別出展支援事業申込書在中」と朱書きして下さい。
- ※ 提出書類作成に係る証明書発行手数料など、本公募に関して生じた経費は申請者にて負担願います。
- ※ ⑦の書類はメールにてお送りください。

- ① 応募条件・同意書(代表者印押印済み) 1部
- ② 登記事項(全部)証明書 原本 1部  
 ※ 個人事業主の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(受付印押印済み)を提出願います。
- ③ 会社案内・パンフレット 1部
- ④ 出展する見本市の概要が確認できる資料 各1部  
 ※ パンフレット及び主催者が発行する見積書等、見本市名称、会場、主催者、日程、出展料等が確認できるものをご提出ください。  
 ※ 和文または英文に限ります。ウェブサイトを印刷したものでも可とします。
- ⑤ 見本市への主な出品物のカタログ・パンフレット 1部  
 ※ カatalog・パンフレットがない場合は、A4用紙1枚に出品物の製品名、写真・イメージ、特徴などを記載してください。  
 ※ 中堅・中小企業者複数で構成される団体・グループの場合は、団体・グループの主な出品物のカタログ・パンフレットをご提出ください。
- ⑥ (中堅企業の方または、グループで出展する場合のみ)資本金、直近の売上高または従業員数を証明する書類(決算書類など) 1部  
 ※ 中堅企業単独で出展する場合は自社に関する書類を、グループとして出展する場合は全ての出展企業に関する書類をご提出ください。
- ⑦ (複数企業のグループで出展する方のみ)グループ出展内訳表 1部(メールにて提出)  
 ※ グループ出展内訳表は<http://www.jetro.go.jp/services/tradefair-subsidy/>よりダウンロードし、内容をご記入の上、faa-gr@jetro.go.jpまでメールにてご提出ください。
- ⑧ 応募必要書類チェックリスト 1部

### (3) 応募・選考スケジュール

	ジェトロへのオンライン申込・書類提出期限	採択結果通知予定日
1回目	2015年4月17日(金)	2015年4月28日ごろ
2回目	2015年5月13日(水)	2015年5月26日ごろ

**いずれかのオンライン申込・書類提出期限までに、ホームページからのお申込を完了させ、必要書類を郵送またはご持参ください(必着)。**

なお、助成決定に際して、先着順による優劣はありません。出展予定の見本市スケジュールにあわせて、1回目の期限までに手続きを行うか、2回目の期限までに手続きを行うかお決めください。

- ※ 応募者からの上記の応募書類の受領をもって応募があったものとみなします。なお、当該書類提出後に応募を辞退する場合は、応募辞退届(様式任意)を書面で提出してください。
- ※ ご提出いただいた書類の内容については、本ジェトロ事業の審査・実施のみに使用するものとし、申込者の承諾なしに外部(外部審査委員は除く)に開示することはありません。また、応募書類は返却しませんので、予めご了承下さい。
- ※ 書類に不備があった場合、審査できない場合がございます。
- ※ 必ず締切日までに全ての書類をご提出下さい。

## ■ 選考フロー

### (1)書類審査(一次審査)

応募要件や海外展開計画の妥当性を確認します。

※ 審査に際し、電話やEメール等で交付申請書の内容を確認させていただく場合があります。

### (2)審査委員会(二次審査)

外部有識者を含む委員で構成された審査委員会で、応募書類の書面審査を行い、採択可否を決定します

※ 審査に際し、電話やEメール等で交付申請書の内容を確認させていただく場合があります。

### (3)採択・不採択通知

採否の結果は、審査委員会(二次審査)後に全申請者に対してお知らせします。

※ 選考状況や非採択理由、採択企業の情報等、選考に関する詳細についてはお答えしかまずので、予めご了承ください。

## ■ 選考基準

### (応募企業について)

- ① 経営理念・戦略が明確であり、それに基づく海外展開の計画が確実なものであること
- ② 海外展開への経営者又は事業責任者のコミットメントと意欲があること
- ③ 海外展開を可能にする実施体制が組まれていること
- ④ 商談に係る決定権をもつ者が見本市にアテンドすること
- ⑤ 見本市終了後も継続的に海外展開に取り組む意志が認められること

### (海外展開計画の妥当性)

- ⑥ 海外展開の候補国・地域が明確であること
- ⑦ 対象製品・サービス等の市場ニーズが見込まれること
- ⑧ 海外展開計画が、実現可能かつ妥当であること

### (出展見本市について)

- ⑨ 出展する見本市が、申請者の海外展開の計画に鑑み、適切に選択されたものであること
- ⑩ 出展する見本市が、来場バイヤーが多数来訪する等の商談機会が豊富なものであること
- ⑪ 出展する見本市が、商談機会の場として、一定のビジネス的評価を受けている国際見本市であること

※ 国際見本市の条件は、定期的にある特定の期間において開催され、多数の企業がそれぞれ主要な商品を出展し、サンプルベースでの商談を行い販売促進につなげる、主な来場者が商売・ビジネス関係者であるマーケットイベントであり、且つそのイベントの“海外来場者が5%以上”または“海外出展者が10%以上”であることを目安とする。

- ⑫ 見本市への出展計画が、具体的な成約等の成果を見込んだものであること

※ 上記に加え、海外展開希望先国・都市の市場状況、規制状況、治安、ジェトロの他事業との連携可能性等を含め、総合的に勘案した上で採択企業を決定します。

※ 初めて海外展開に取り組む企業について、選考基準に適合している場合は、案件審査に際し加点評価を行うことがあります。

※ 本助成を受けて出展しようとする見本市に、ジェトロがジャパン・パビリオンを組織する場合は、原則としてジャパン・パビリオンへのご出展申込をお願いします。特に、農林水産物・食品の場合には、オールジャパン(ジャパン・パビリオン)での出展を推進していますので、本事業での助成によらず、原則として同パビリオンへのご出展申込をお願いします。なお、ジャパン・パビリオン出展には別途、条件・審査があり、必ずしも出展をお約束するものではありません。また本助成をジャパン・パビリオン出展料に充当することはできません。ジェトロが出展支援を予定している展示会・商談会一覧は以下のURLをご参照ください。

<http://www.jetro.go.jp/services/tradefair/list/>

## VI. その他

### ■ その他留意事項

- (1) 個人情報の取り扱いについて  
本事業の実施により知り得た個人情報、ならびに業務上の情報は適切に管理し、助成対象企業選考・検査等のためのみに使用します。
- (2) 情報の保管について  
本事業に係る関係書類及び帳簿類は助成事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保管し、ジェトロの要求があったときは速やかに提供しなければなりません。
- (3) 転貸、売買、交換、譲渡の禁止について  
本事業において採択された案件に係る見本市のスペースやパッケージブースを、転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- (4) 成果報告及びフォローアップ調査への協力について  
採択事業者には支援事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、ジェトロが随時、本事業による支援効果を確認するために行うフォローアップ調査等に協力いただきます。また、支援事業により海外展開を実現した事例について、ジェトロは成果普及を目的として採択事業者の了解を得た上で、他の中堅・中小企業等に情報提供することがあります。
- (5) 見本市出展確定後の状況報告について  
採択事業者には見本市への出展が確定した後、その旨を書面(所定様式)にてジェトロに報告いただきます。
- (6) 案件採択後の計画の変更について  
採択後に計画の変更(出展見本市の変更や事業体制の変更等)の際には、あらかじめ書面(所定様式)による報告をジェトロに提出し、その承認を受けなければなりません。
- (7) 暴力団排除に関する誓約について  
同意書に記載の暴力団排除に関する誓約事項について必ず確認してください。
- (8) 提出書類への虚偽の記載について  
提出された書類に虚偽の記載があった場合、助成を取り消すことがあります。助成の取り消しにより企業が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは責任を負いかねます。
- (9) 免責  
ジェトロは助成対象経費となる見本市出展費用の助成を行うのみであり、見本市の出展に由来して企業が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは責任を負いかねます。また、主催者の都合その他の理由により見本市が延期・中止となった場合に企業が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは責任を負いかねます。

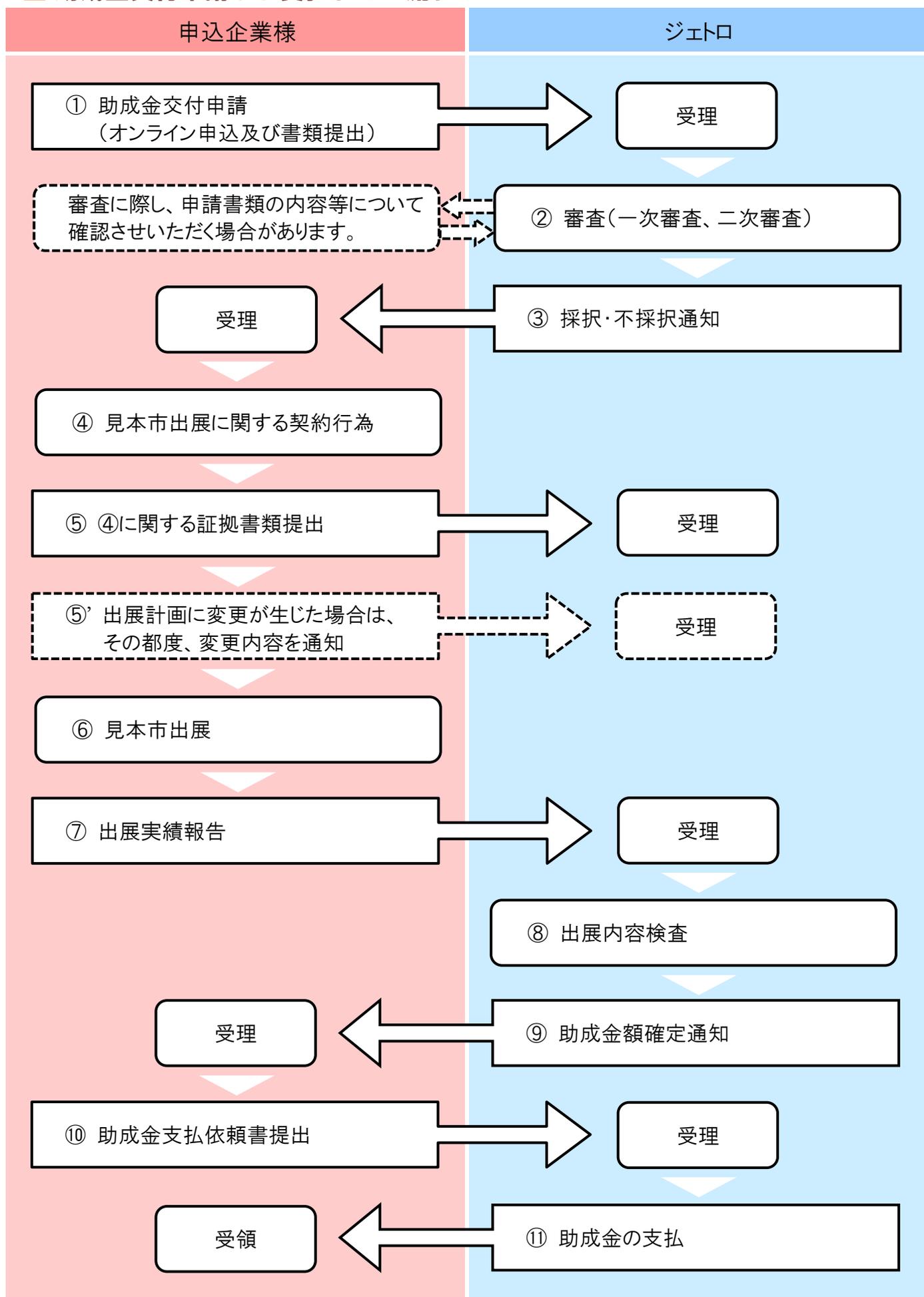
### ■ お申込み・お問い合わせ先

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
展示事業部 展示事業課 個別出展支援班

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階  
TEL: 03-3582-4936 / E-mail: faa-gr@jetro.go.jp  
ウェブサイト: <http://www.jetro.go.jp/services/tradefair-subsidy/>

※よくいただく質問・回答を「質問・回答集」としてまとめておりますので、そちらもあわせてご確認ください。

## ■ 助成金交付申請から支払までの流れ



## ジェトロが行なっている見本市出展支援

ジェトロでは見本市・展示会を通じて日本企業のビジネスチャンスの拡大を支援しています。応募を検討される際、採択後の出展準備等の参考情報としてご活用ください。

### (1) ジャパン・パビリオン

ジェトロが主催してジャパン・パビリオンを組織し、見本市・展示会に出展いたします。ジャパン・パビリオンを組織する見本市・展示会は以下からご覧いただけます。

【URL】 <http://www.jetro.go.jp/services/tradefair/list/>

### (2) 見本市・展示会データベース(J-messe)

見本市・展示会情報を集めたウェブサイトです。世界や日本の見本市開催情報を業種や開催地ごとに検索できるほか、以下の情報を掲載しておりますので、是非ともご活用ください。

【URL】 <http://www.jetro.go.jp/j-messe/>

- 【構成】
- 世界・日本の見本市を検索する  
業種、開催地、会期、キーワードで世界各国の見本市情報(日本語)を検索可能
  - 出展お役立ち情報
    - ・ジェトロの出展支援(ジェトロが出展する見本市等の情報)
    - ・主要見本市リスト(特定の産業分野における主要見本市をご紹介)
    - ・初めての海外見本市のために(海外見本市に出展される際の実務マニュアル)
    - ・世界の見本市ビジネストレンド
    - ・見本市レポート(ジェトロが出展した見本市の概況を紹介)
    - ・世界の展示会場(世界各国の主要展示会場の基礎情報)

### (3) アドバイザーによる相談サービス

出展見本市の選定、出展の手続きや諸準備等についてご不明な点がございましたら、公募要領記載の「お申込み・お問い合わせ先」にご連絡ください。参考情報を提供させていただきます。